

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月7日
【会社名】	株式会社セコニック
【英訳名】	SEKONIC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 宏
【本店の所在の場所】	東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号
【電話番号】	03(3978)2325
【事務連絡者氏名】	管理部長 佐藤 重朗
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号
【電話番号】	03(3978)2327
【事務連絡者氏名】	管理部長 佐藤 重朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 212,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1 本新株式の発行については、平成23年10月7日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,000,000株	212,000,000	106,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,000,000株	212,000,000	106,000,000

(注) 1 発行価額の総額を、割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
106	53	1,000株	平成23年10月24日(月)		平成23年10月24日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セコニック 管理部	東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
212,000,000	5,000,000	207,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額5百万円の内訳は、登記費用1百万円及び弁護士費用として3百万円、その他手数料等1百万円であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額207百万円につきましては、連結子会社への追加貸付資金（100百万円）、光学電子情報機器にかかる生産設備の更改・増強資金（90百万円）及び持株会社移行に伴う諸費用（17百万円）に充当する予定です。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

なお、調達資金を実際に使用するまでの期間は、取引銀行の預金口座等で適切に管理します。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
連結子会社への追加貸付資金充当 < 連結子会社での具体的な使途は以下の通りであり、内訳金額は未定であります。 > 国内連結子会社（株式会社福島セコニック）における資金繰り改善のための借入金返済資金 海外連結子会社（賽科尼可電子（常熟）有限公司）における原材料等の現地調達化推進資金及び電装機材（基板実装等）にかかる製造設備更改資金	100	平成24年1月 ～平成25年3月
光学電子情報機器にかかる生産設備の更改・増強 < 対象設備の内訳は以下の通りであり、内訳金額は未定であります。 > 露出計（注1）、カラーメーター（注2）及び温湿度計など既存製造設備の老朽化等に伴う更改資金 監視カメラ及び光学式マーク読み取り装置（OMR）（注3）などの新製品製造に対応した新規金型の購入資金	90	平成24年1月 ～平成25年3月
持株会社移行に伴う諸費用（注4） < 諸費用の内訳は以下の通りであり、内訳金額は未定であります。 > 新会社の設立、組織再編及び拠点見直し費用 営業管理システム、製造管理システム及び経理系システムの更改・統合のための費用	17	平成24年1月 ～平成24年9月
合計	207	

(注) 1 露出計とは、写真や映画撮影する際に、適正な露出（カメラのレンズを通して、フィルム面等に適正な光を与えること）を決めるため、及び被写体に当てる照明を調整するために、光の量を測定する機器をいいます。

2 カラーメーターとは、光の色を色温度という指標を用いて測定する機器をいいます。

3 光学式マーク読み取り装置（OMR）とは、シートやカードに塗ったマークを光学的に読み取る装置をいいます。

4 平成24年4月2日を目途に新設分割の方式による会社分割を行い、新設する当社100%子会社に当社の事業を承継させ、持株会社体制へ移行する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	MUTOHホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都品川区西五反田7丁目21番1号	
	最近の有価証券報告書の提出	有価証券報告書 第62期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 平成23年6月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 第63期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日） 平成23年8月11日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社は当社株式2,301千株（間接所有を含む）を所有しており、当社の主要株主である筆頭株主であります。
	人事関係	当社取締役1名は当該会社子会社の取締役を兼任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と当該株主との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該株主の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

(注) 届出書提出日現在の状況

a. 割当予定先の概要	名称	TCSホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 高山 允伯	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	株式の保有によるグループ管理及び不動産賃貸	
	主たる出資者及びその出資比率	高山 芳之	33.8%
	高山 正大	31.1%	
	豊栄実業株式会社	21.4%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社は当社株式2,023千株（間接所有を含む）を所有しており、当社の主要株主であります。
	人事関係	当社取締役の1名は当該会社の取締役を兼任しております。また、当社監査役の1名は当該会社の従業員が兼任しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社と当該株主との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該株主の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		

(注) 届出書提出日現在の状況

c. 割当予定先の選定理由

当社は、事業基盤である事務機器事業、光学電子情報機器事業並びに電装機材事業等を中心に展開をし、成長を遂げて参りました。一方で、最近の当社グループを取り巻く市場はビジネス環境の変化と技術革新の大きな変革期に差し掛かっており、市場環境の変化に対応し、お客様に最適な提案と最高の価値を提供することが求められております。

このような状況のもと、平成23年1月14日付で、当社は、MUTOHホールディングス株式会社及びTCSホールディングス株式会社と業務提携基本契約書(以下、「業務提携契約」といいます。)を締結いたしました。当社と両社グループはそれぞれが、保有する優位性を生かしつつ、シナジー効果を追求し、企業価値の最大化を図ることを目的としており、業務提携の実行性を確保するための体制を整えるためにも、両社を本件割当先として選定いたしました。

イ. MUTOHホールディングス株式会社

当該会社は、情報画像関連機器事業(大判インクジェットプリンタの製造販売)を主力事業としており、当社の事業基盤である事務機器事業などとの親和性を追求するため、業務提携契約を締結いたしました。さらに、平成23年8月の取締役会において、業務提携の実効性を高められること、当社の経営方針や成長戦略にご理解を頂けること、及び今後の事業展開における資金需要への対応など、重要なビジネスパートナーとして関係を強化する上でも、割当先として選定することが適切であると判断致しました。

ロ. TCSホールディングス株式会社

当該会社は、プリント基板への部品実装と製品組立てを主業務とする北部通信工業株式会社や化学品原料、合成樹脂及び電子材料などの取扱いを主業務とする株式会社明成商会をグループ傘下に持ち、国内外における生産、調達、販売面で、事業領域の拡大等を図るため、業務提携契約を締結いたしました。さらに、平成23年8月の取締役会において、業務提携の実効性を高められること、当社の経営方針や成長戦略にご理解を頂けること、及び今後の事業展開における資金需要への対応など、重要なビジネスパートナーとして関係を強化する上でも、割当先として選定することが適切であると判断致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

イ. MUTOHホールディングス株式会社 1,000,000株

ロ. TCSホールディングス株式会社 1,000,000株

e. 株券等の保有方針

各割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを口頭で確認しております。また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告をすること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

イ. MUTOHホールディングス株式会社

MUTOHホールディングス株式会社につきましては、第62期有価証券報告書(平成23年6月30日提出)及び第63期四半期報告書(平成23年8月11日提出)に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、本件第三者割当増資の払込みに関して問題ないと判断しております。

ロ. TCSホールディングス株式会社

TCSホールディングス株式会社につきましては、当社と業務提携契約を締結した相手先であり、直近の財務状況(第37期決算報告書 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、本件第三者割当増資の払込みに関して問題ないと判断し、かつ、本件第三者割当増資の払込みについても十分に可能である旨の回答を得ております。さらに、平成23年10月5日に預金残高の確認をした結果、本件第三者割当増資の払込みに関して、問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

イ. MUTOHホールディングス株式会社

MUTOHホールディングス株式会社は東京証券取引所市場第一部に上場しております。同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において反社会的勢力への行動規範を公表していることを確認するとともに、独立した第三者機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区、代表者氏名：古野啓介、資本金：100百万円)による調査結果も参考にし、当該割当予定先、当該割当予定先子会社、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等との関係もないと判断しております。

ロ. TCSホールディングス株式会社

当社は、当該割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(東京都港区、代表者氏名：古野啓介、資本金：100百万円)に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する公知情報データベースとの照合、登記情報分析等の検索等による調査結果を受け、当社は、当該割当予定先、当該割当予定先子会社、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が特定団体等には該当せず、また、特定団体等との関係もないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出いたしました。

なお、上記、株式会社JPRサーチ&コンサルティングによる調査においては、当該割当予定先の元社員で公認会計士(平成12年4月30日付で割当予定先を退職)のインサイダー取引容疑に関する情報(証券取引等監視委員会告発：平成13年3月12日)が検出されました。

これを受けて、当社は、同情報に関する事実関係を調査したところ、当該インサイダー取引容疑は、平成11年7月の武藤工業株式会社(現在のMUTOHホールディングス株式会社)と東京コンピュータサービス株式会社(現在のTCSホールディングス株式会社)間との業務提携及び第三者割当増資にかかわる事実であること、また当該元社員に対しては、容疑告発後の平成13年5月29日、東京地方裁判所において懲役1年(執行猶予3年)及び罰金刑の判決が出され、同裁判は確定していることなどを確認いたしました。

以上の事実関係を踏まえ、当社は、当該インサイダー取引事件が、東京地方裁判所による判決において元社員個人の犯罪として確定しており、事件の発生から12年経過していること、当該元社員自身は、平成12年4月30日に退職済みであること、及び割当予定先においては、当該事件に対する再発防止策をとっており、かつその後同様類似の事象は発生していないことなどから、当該割当予定先が、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求したものと認められたものではなく、第三者割当増資における割当予定先としての適切性・信用性を損なうものではないと判断するとともに、結果として、当該割当予定先、当該割当予定先子会社、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)等が特定団体等には該当せず、また、特定団体等との関係もないと判断したものであります。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本件発行価格につきましては、本件第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日(平成23年10月6日)から遡る直近3ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である106円を基準に、1株につき106円と致しました。

発行価格の算定にあたって、本件第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日から遡る3ヶ月の終値平均株価を算定の基準としたのは、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日であり、かつ、発行価格を公表した日(平成23年10月7日)の直近約定日(平成23年10月5日)の終値とすると一時的な相場変動による影響を受ける可能性があり、また、最近の当社株式の流動性が低く、少ない出来高においても株価が変動しやすい状況であることなどの株価の変動状況からすると、1ヶ月平均という期間でも、少額の取引高によって株価が変動する可能性は否定できず、より長い期間の平均株価の方が客観性に優れ、合理的であると判断しております。他方、6ヶ月平均という期間では現在の市場実勢から乖離する可能性があることから、割当先と協議の上、経営情報の開示・更新周期でもある3ヶ月間の平均株価を採用することが、より合理的であると判断したものであります。

また、当該新株式の発行に関し、当社の監査役から、算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、取締役会決議日の直前営業日の終値から3ヶ月間の平均値の株価に基づく市場価値は、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境、現在の金融市場情勢及び当社の株価が低迷している状況ならびに事業状況、更には資金調達的重要性等を勘案しても、会社の客観的価値を反映していないと疑われる事情が無いと判断出来ることから、当該増資の発行価格が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でない旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資により新規に発行する株式数は、2,000,000株であり、現在の発行済株式総数16,800,000株に対する比率の11.90%に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本件第三者割当増資は、自己資本の充実を図りながら、今後の成長投資を行うことを目的としたものであり、今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えております。よって、本件第三者割当増資は迅速かつ確実な資金調達を行う上で最善の方法であり、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
MUTOHホールディング ス株式会社	東京都品川区西五反田7丁 目21番1号	2,300	14.66%	3,300	18.65%
TCSホールディングス株 式会社	東京都中央区日本橋本町4 丁目8番14号	2,000	12.75%	3,000	16.96%
株式会社みずほコーポレ ート銀行	東京都千代田区丸の内1丁 目3番3号	710	4.52%	710	4.01%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁 目6番6号日本生命証券管 理部内	557	3.55%	557	3.15%
セコニック持株会	東京都練馬区大泉学園町7 丁目24番14号	494	3.15%	494	2.79%
CBC株式会社	東京都中央区月島2丁目15 番13号	435	2.77%	435	2.46%
オリンパス株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目 3番1号	421	2.68%	421	2.38%
株式会社いなげや	東京都立川市栄町6丁目1 番1号	400	2.55%	400	2.26%
株式会社教育ソフトウェア	東京都八王子市横山町10丁 目2号	400	2.55%	400	2.26%
栗本 英有	愛知県一宮市	362	2.31%	362	2.05%
計		8,079	51.49%	10,079	56.97%

(注) 1 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の株主名簿及び平成23年10月7日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当増資後の総議決権数17,691個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第76期）又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年10月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年10月7日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第76期）の提出日（平成23年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年10月7日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出しております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、高山允伯、荒井宏、隅田和行、広沢寛、鷺山康孝及び馬場芳彦を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加藤哲也を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役6名選任の件					
高山 允伯	10,835	169	0	(注)	可決 96.65
荒井 宏	10,903	101	0		可決 97.26
隅田 和行	10,903	101	0		可決 97.26
広沢 寛	10,898	106	0		可決 97.22
鷺山 康孝	10,896	108	0		可決 97.20
馬場 芳彦	10,896	108	0		可決 97.20
第2号議案 監査役1名選任の件				(注)	
加藤 哲也	10,849	167	0		可決 96.78

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第76期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第77期 第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社セコニック
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 本橋隆夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福田裕
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セコニックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セコニック及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セコニックの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セコニックが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6 月29日

株式会社セコニック
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 本 橋 隆 夫

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 福 田 裕

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セコニックの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セコニック及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セコニックの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セコニックが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月9日

株式会社セコニック
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 本橋 隆夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セコニックの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セコニック及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、持株会社への移行を目的とした会社分割が平成23年8月8日開催の取締役会で決議された。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

株式会社セコニック
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 橋 隆 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 裕
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セコニックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セコニックの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月29日

株式会社セコニック
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 本 橋 隆 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 裕
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セコニックの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セコニックの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。